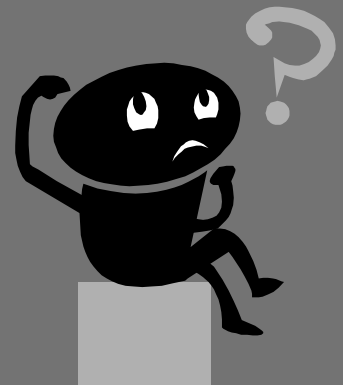


税理士選びで失敗しないための ノウハウ集

～ 現役税理士があなたの疑問にお答えします～

どんな税理士がいいの？ 税理士は何をしてくれるの？

税理士報酬の相場は？ どこで紹介してくれるの？



税理士 清 成 淳 子

2012年7月



目 次

1. どんな税理士がいいのか	P. 3
あなたは税理士に何を求めますか？	P. 3
ニーズにあった税理士を選ぶ	P. 3
ニーズを満たす税理士はいい税理士か？	P. 4
最後はやはり相性	P. 4
仕事に対する姿勢を見る	P. 5
2. 税理士の仕事とは	P. 6
～税理士は何をしてくれるのか？～		
独占業務	P. 6
周辺業務	P. 7
起票代行と記帳代行の違い	P. 8
会計帳簿の現状	P. 8
会計業務の重要性	P. 9
「よろずや」の一面もあり	P. 9
3. 税理士を名乗るのはどんな人たち？	P. 10
税理士資格はどうやって取得するのか		
4. 謎だらけ！税理士報酬の仕組み	P. 11
～高いのか安いのかわかりません～		
旧税理士報酬規定	P. 11
現在の税理士報酬の相場	P. 12
結局は、何をやってくれて、いくらなのか	P. 13
5. 税理士だってこんな客はお断り	P. 15
～「ふざけんな！！」って叫びたい～		
約束を守らない	P. 15
すぐに話が脱線し、ムダ話ばかり	P. 15
言いがかりをつけて、お金を払わない	P. 16
6. 税理士はどこで探せばいいのか	P. 17
知人からの紹介、税理士紹介サイトの利用	P. 17
電話帳広告、ホームページ、DMから探す	P. 17
商工会議所や税務署の記帳指導を利用する	P. 18
7. おわりに	P. 19

1. どんな税理士がいいのか

ポイント

- ・あなたのニーズ（サービス内容、報酬金額）を満たす税理士を見つける
- ・しかしニーズに合ってるからといって『いい税理士』とは限らない
- ・最後はやっぱり相性で選ぶ

あなたは税理士に何を求めますか？

どんな税理士がいいのか？

それは、あなたが税理士に何を求めるかによります。

一緒にお酒を飲み、ゴルフをしたいと思う方もいらっしゃるれば、プライベートにまで関与されるのは勘弁願いたい、仕事だけきちんとしてくれればそれでいい、と思う方もいらっしゃるでしょう。

お客様のニーズが様々であるように、税理士のタイプもまた様々です。

一人の税理士があなたの要求をすべて満たしていればいいのですが、そういう人は少ないでしょう。仮に、どんな要求に対しても応えてくれる税理士がいたとしても、報酬金額はかなり高額になるはずですよ。

となると、まず、**税理士に何をしたいのか絞り込み、そのサービスに対しての予算はいくらなのかを明確にすること**です。それが税理士を選ぶ基準のひとつになるでしょう。

ニーズに合った税理士を選ぶ

お客様のニーズは私たち税理士から見ても十人十色です。

毎月訪問してほしい、経営のアドバイスをしてほしい、自分で記帳をしたいから教えてほしい、資金繰りの都合があるので早く税額を教えてほしい、忙しいから会うのは相談があるときだけでいい、できるだけ郵送やメールで済ませたい・・・などなど。

税理士側から見れば、請負う業務に割かれる時間も料金設定の目安のひとつになります。

時々、私たち税理士から見ていいサービスだと思っても、お客様のニーズに合っていないケースも見受けられます。とてもいいサービスをしているのに、お客様は不満を持っている…。非常に残念な事態です。

本当に合わなければ、お互いに別のパートナーを探せばいい話でしょうが、その前に話し合いをすることで解決することも多いのではないかと思います。

ニーズを満たす税理士はいい税理士か???

ここで知っておいていただきたいのは、「ニーズを満たす税理士」がイコール「いい税理士」とは限らないということです。

税理士は税の専門家として公正な立場で仕事をしなければなりません。**脱税相談には応じられない**のです。

お客様が「税金を払いたくない」と言うからといって、違法なスキームに手を貸すことが、お客様のニーズに合っているとは言えないでしょう。合法に目一杯節税する、そのためには日ごろから業績を把握し、対策を打っておく、これが税理士としてやるべきことだと思います。

そうすれば、余分に税金を払うなんてことは避けられるはずですから。

節税対策は、たいていの場合、資金繰りを圧迫する結果となります。税額を減らすだけでなく、資金繰りも踏まえてアドバイスを受けるべきでしょう。場合によっては、税金を払ってでもお金を残すという選択もありだと思えます。そういったことを総合的に判断してアドバイスしてくれるのであれば合格ラインではないでしょうか。

最後はやはり相性

サービス内容と報酬金額は最低限クリアするとして、**最後に選ぶポイントとなるのは、やはり相性**でしょう。

経営者にとっては、他人には見せたくない部分を見せるわけですから、「この人にだったら任せてもいい」と信頼できる人を選べばいいのです。

初対面で判断するのは難しいかもしれません。最初はいいと思ったけれど、後々不満がでてくることもあるでしょう。

そんなときは、素直に“こうして欲しい”と話をすることです。それで、真剣に向き合ってもらえないのであれば税理士を替えるというのもひとつの手段でしょう。

次に税理士を選ぶ時、あなたのニーズは前回よりもはっきりしているではありませんか？

会社の成長に合わせて税理士を替えるというのも、考え方としてはありだと思います。また、設立当時からずっと同じ税理士であるというケースもよく見受けられます。お客様が満足しているのであれば、それはとても素晴らしいことです。

仕事に対する姿勢を見る

価格競争が進む中、税理士報酬も昔よりかなり安くなっています。税理士という資格によって本来保たなければならない品質が、価格競争によって崩れかけている面も否定できません。素人目線では同じように見える決算書でも、素晴らしい仕事もあれば、お金を払う価値のない仕事もあるのが現状です。

同業者であっても、一度会っただけではその人の実力は測れません。まして、専門知識のないお客様が初対面で判断するのは至難の業と言えるでしょう。

だったらどうすればいいのか？

まずは、**最初にきちんと面談して**、サービス内容・報酬金額・相性を総合的に勘案し、決めることです。複数の税理士に合ってみるのもいいですし、一人の税理士と何回か面談するのもいいでしょう。

関与が始まったら、その税理士の仕事に対する姿勢を見て下さい。きちんとあなたの質問に答えてくれますか？

お客様からの質問には即答しないのが原則です(内容にもよりますが)。税法は複雑ですから、自分が知っていることがすべてだと思い込まず、必ず調べてから答えるのが基本です。それには労力と時間を要します。あなたのために、その労力と時間を費やしてくれますか？
質問したのに返事が返ってこない、なんてことはありませんか？

初対面では見抜けなくても、お付き合いしていく中で自然とわかってくるはずですが、失敗したと思ったら、大きな問題になる前に税理士を替えることをお勧めします。そしてあなたに合った税理士を見つけて下さい。

2. 税理士の仕事とは

ポイント

- ・ 独占業務は、税務代理・税務書類の作成・税務相談の3つ
- ・ 会計業務はスピードと正確性が命 税理士の実力を見極めること
- ・ 『よろずや』の一面もあり なんでも相談してみよう

独占業務

税理士の独占業務としては、税務代理・税務書類の作成・税務相談の3つが挙げられます。この独占業務は、たとえ無償であっても税理士資格を持たないものは行うことができません。

税理士に依頼しているはずだけど、署名がない申告書。なぜ署名がないのか確認してみてください。(税理士が作成しても署名しないケースもありますので)

作成しているのは本当に税理士ですか？申告書の作成は「税務書類の作成」に当たります。税理士でない者が、他人の求めに応じて申告書を作成しているのであれば、たとえ無償であってもそれは税理士法違反です。

税務代理

あなたを代理して、税務官公署に提出する確定申告、青色申告の承認申請、税務調査の立会い、税務署の更正・決定に不服がある場合の申立てなどを行います。

税務書類の作成

あなたに代わって、確定申告書、相続税申告書、青色申告承認申請書、その他税務署などに提出する書類を作成します。

税務相談

あなたが税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき、ご相談に応じます。

周辺業務

周辺業務の主なものは、記帳代行をはじめとする**会計業務**(下図の1と2)でしょう。税理士は「帳簿を作る人」というイメージがあると思いますが、記帳代行(下図1の業務のうち、会計ソフトへの入力の部分)は誰でも行うことができる業務です。

その他、**保険指導**(リスクマネジメント)や、税理士によっては経営の**コンサルティング**までする人もいます。このあたりの業務は税理士によって、サービス内容、品質にかなり差があるでしょう。

会社が決算書を作成するまでのおおまかな流れは、下図の通りです。一般的に法人税申告書等まで含めて「決算書」と呼んでいます。コンサルティングは日々の業務の中で、または決算のタイミングで行います。

1. 日々の記帳	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書・請求書などの整理・保存 ・記帳(会計ソフトへ入力)
2. 決算書作成	<ul style="list-style-type: none"> ・決算報告書作成 ・勘定科目内訳書作成 ・総勘定元帳作成
3. 申告書作成	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税・地方税申告書作成 ・消費税申告書作成 ・事業概況書作成

では、どこから税理士に依頼するのが望ましいのか？

それは会社の規模により、事情により異なります。税理士に依頼するのは中小企業がほとんどですから、**日々の記帳は自社内で行い、決算書作成以降を税理士に依頼することが望ましい**でしょう。

しかし、社長一人の会社の場合は、社長の貴重な時間が経理業務に割かれるのはもったいないと思います。領収書や請求書の整理までは自社内で行い、**記帳(会計ソフトへの入力)から申告書作成まで税理士に丸投げする**というのもいいでしょう。

従業員を雇えるようになったら、税理士から指導を受け、自社内で毎月の試算表まで作成できるようになればいいのですから。

起票代行と記帳代行の違い

記帳から税理士に丸投げしているケースで問題となるのが、どこまで誰がするのかという業務の線引きです。

原始帳票(請求書や領収書など)から、仕訳を起こし、会計ソフトに入力するのは、「起票代行」と呼ばれるものです。これは本来、会社側ですべきことでしょう。何にお金を使ったのかは本人にしかわからないのですから。

起票から税理士に依頼するとき、何に使ったのか取引の内容がわかるように書いておくこと、合すべき残高を出しておくことは、お客様の最低限度の義務であると言えます。でないと、税理士側としても記帳のしようがありません。

また、会計伝票や出納帳は自社で作成し、勘定科目のチェックと会計ソフトへの入力を税理士に依頼するといったケースが「記帳代行」または「総勘定元帳の作成」と呼ばれるものです。

このケースでは、会計伝票や出納帳が正しく作成されているというのが前提になります。複式簿記の原則に従って仕訳できること、現金や預金、売掛金や買掛金など残高のあるものは必ず合わせておくこと、ボールペンで記入することなど、少し高度な技術が必要となってきます。

会計帳簿の現状

では実際、中小企業の会計帳簿はどの程度正確に作られているものなのでしょうか？

答えはピンキリです。

中には想像を絶するようなひどいものも実在します。もはや会計帳簿とは呼べないシロモノです。こんな記帳の状態では正確な決算なんて組めるはずがありません。

そういった会社の社長は決まって「すべて税理士に任せているから、わかりません」とおっしゃいます。しかし、申告書にはご自身で署名されています。その署名は税理士から説明を受け、納得しての署名じゃないのですか？めちゃくちゃな決算書をつくる税理士も税理士ですが……。会社から提出される書類に不備があるなど、改善しなければならない点が見受けられるのであれば、その現状を伝えるのも税理士の役目でしょう。お互いに責任をなすりつけたところで、間違っ

もし、会計を軽く考えておられる経営者様がいらっしゃったら、今、この時点でご自身の考え方

を見直して下さることを切に願います。

試算表や会計帳簿は税務署のために作るものではありません。誰よりも経営者様自身がそれを必要としているのではないですか？

会計業務の重要性

会計業務も税理士に任せようとお考えのお客様は、その税理士が実際にどの程度正確に会計帳簿を作成する力を持っているのか、見極めなければなりません。税理士の實力にはかなり個人差があるということを念頭に置いて下さい。

重要なのは、**スピードと正確性**です。

毎月の試算表は完璧なものでもなくとも構わないと思います。ある程度正確であれば、十分に立ちます。**情報は生ものですから、鮮度が命**。いくら完璧な試算表であっても、半年後にもらったのでは役に立ちません。

もし、自社内で会計ソフトへの入力ができるのであれば、リアルタイムに業績を把握することも夢ではありません。かなり高度になってきますが、この鮮度抜群の情報はきっとお役に立つことでしょう。

「よろずや」の一面もあり

税理士はお客様にとって一番身近な専門家であると言えるでしょう。**日常業務の中で、何かわからないことや、困ったことがでてきたら、まずは税理士に相談してみてください。**

もしそれが専門外のことなら、その分野の専門家を紹介してくれます。士業同士のネットワークもあるので、お客様にとっては専門家を探す手間が省けるでしょう。もちろん、合わなければ断ればいいだけの話ですから。

法律のこと、社会保険のこと、融資のこと…いろんなケースがありますが、できる限り力になってくれることでしょう。

3. 税理士と名乗るのはどんな人たち？

ポイント

- ・ 税理士試験合格者・ダブルマスター（H13年度改正により廃止）
- ・ 税務署OB
- ・ 公認会計士・弁護士

税理士資格はどうやって取得するのか？

税理士となる資格を有する者は、税理士試験合格者のほか、税理士法に定める一定の要件に該当する者として税理士試験を免除された者、弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む）及び公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む）です。

これらの者が、税理士となるには、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録しなければなりません。また、税理士は、税理士法人を設立することができ、税理士法人を設立した場合には、日本税理士会連合会に届け出なければならないとされています。

税理士試験合格者	会計科目で2科目、税法科目で3科目、計5科目取得で合格。 受験するためには一定の条件が必要。 合格者は比較的若い人が多い。
ダブルマスター	昔は大学院を2つ卒業すれば無試験で税理士資格が取得できた。 この制度に対する批判も多く、平成13年度改正により廃止。 今では、会計1科目、税法1科目の計2科目の取得が必要。 しかし、改正以前に無試験で税理士になった者は今現在も税理士として残っている。
税務署OB	簡単に言えば、税務署に23年間勤務すると全科目免除で税理士資格取得。 試験免除制度は段階的に用意されており、国税職員であるか地方税職員であるかにより、また、在職期間中の役職などによっても異なる。 税務署OBと言えど、まるっきり無試験というわけではなく「特例試験」なるものに合格しなければならない。
公認会計士・弁護士	税理士登録するだけ。

4. 謎だらけ！税理士報酬の仕組み ~高いのか安いのかわかりません~

ポイント

- ・ 顧問報酬は毎月発生する どんなサービスが含まれているのが要注意
- ・ 決算報酬は決算時のみ発生
- ・ 結局は何をやっていくらなのか？ 安いからといって安易に飛びつかない

旧税理士報酬規定

税理士報酬規定は、税理士業務に対して受ける報酬の最高限度額を定めたものですが、平成14年3月に廃止されています。下の図は、旧税理士報酬規定の法人税の顧問報酬を抜粋したものです。ここでいう顧問報酬には、税務代理及び税務相談を含み、税務書類の作成報酬は別となっています。また、会計顧問を受ける場合は税務顧問報酬の50%相当額、記帳代行は税務顧問報酬の月額相当額、決算書作成は税務顧問報酬の6ヵ月から8ヵ月分となっています。更に消費税の課税事業者は、消費税の顧問報酬として法人税顧問報酬の50%相当額が加算され、消費税申告書作成料としても別途報酬が発生します。

例えば、年商1,000万円の法人(消費税免税)でも、記帳代行から頼むと月額6万円、決算時には18万円で、年間90万円の報酬となり、かなり高額です。もちろん最高額ではありませんが…

顧問報酬(法人税)

< 期首資本金等基準 >		< 年取引金額基準 >		
200万円未満		2,000万円未満		30,000円
300万円	〃	3,000万円	〃	35,000円
500万円	〃	5,000万円	〃	50,000円
1,000万円	〃	1億円	〃	70,000円
3,000万円	〃	3億円	〃	85,000円
5,000万円	〃	5億円	〃	100,000円
1億円	〃	10億円	〃	130,000円
3億円	〃	30億円	〃	160,000円
5億円	〃	50億円	〃	190,000円
5億円以上		50億円以上		220,000円
2億円増すごとに		20億円増すごとに		3万円を加算

現在の税理士報酬の相場

最近では、顧問料月額が1万円を切るところも出てきました。その背景には、企業の業績が低迷していることや、税理士も顧客獲得に苦労していること、一人でも株式会社が設立できるようになり小規模の法人が増えたことなどが挙げられるでしょう。

また、パソコンの普及により会計ソフトを利用して自社で入力することが容易になったこと、メールや電話で相談に応じることによりコスト削減が図れるようになったことなども理由として考えられます。

少し古いですが、平成19年の近畿税理士会のアンケート調査によれば、「顧問報酬の算定基準となるものは何ですか？」という問いに対して、第1位は「業務にかかる事務量、難易度」でした。税理士事務所の経費の中で一番大きいのは人件費ですから、この算定基準は理にかなっているでしょう。それは現在も変わっていないと思います。

以下、アンケート調査結果を抜粋していますので、ご参考までにご覧下さい。(このアンケートは近畿税理士会が行ったもので、事務所が大阪、京都、神戸、奈良、滋賀、和歌山にある税理士が回答しています。)

法人関与先の顧問報酬の年額は？ (決算報酬を含む)		個人関与先の顧問報酬の年額は？ (決算報酬を含む)	
30万円未満	11.33%	30万円未満	58.17%
30万円以上 50万円未満	28.76%	30万円以上 50万円未満	26.84%
50万円以上 80万円未満	42.15%	50万円以上 80万円未満	7.32%
80万円以上 100万円未満	9.31%	80万円以上 100万円未満	1.09%
100万円以上	2.99%	100万円以上	0.74%
回答なし	5.46%	回答なし	5.84%
合 計	100.00%	合 計	100.00%

法人関与先の決算・申告報酬は月額顧問料の何ヵ月分か？		個人関与先の決算・申告報酬は月額顧問料の何ヵ月分か？	
2ヵ月程度	6.55%	2ヵ月程度	17.01%
3ヵ月程度	18.27%	3ヵ月程度	23.79%
4ヵ月程度	28.15%	4ヵ月程度	17.91%
5ヶ月程度	20.22%	5ヶ月程度	8.06%
6ヵ月程度	11.88%	6ヵ月程度	3.66%
請求していない、回答なし	14.93%	請求していない、回答なし	29.57%
合 計	100.00%	合 計	100.00%

顧問報酬を算定するに際して、主な算定基準となるものは？(2つ以内に)

資本金、所得金額、 年間取引高等	1,231
関与先の支払能力	1,058
業務にかかる事務量、 難易度	1,848
関与先の希望	524
前任税理士の報酬額	325
代表者の役員報酬額	48
代表者の受取地代家賃	
仲介者・紹介者の顔	73
その他	101

左図のように税理士報酬の算定基準は、事務所により異なり、複数の要素を総合的に勘案して決められている傾向があります。

また、明朗会計をアピールする事務所では、業務ごとに料金が設定されており、報酬はそれぞれの業務の積上げとなっています。

税理士報酬は、業種によっても、また地域によっても相場もあり、一概に高いか安いかが判定しにくいでしょう。

結局は、何をやってくれて、いくらなのか

誰でも安い方がいいに決まっています。しかし、**安いだけで内容が空っぽでは、それは安いとは言えません。**では、どうすればいいのか？

一つは、同じ業務内容で、複数の事務所から見積もりを取ってみることです。

例えば、法人を設立した後、第1期目の決算を終えるまでに必要な作業は概ね以下のとおりです。

法人設立届出書など法人設立に際して必要な届出書や申請書の提出
領収書や請求書などの書類整理
日々の記帳と月次試算表の作成
給与計算と源泉所得税の納付
決算対策と納税予測
年末調整と法定調書合計表の作成と提出
償却資産申告書の作成と提出
決算報告書と総勘定元帳の作成
法人税の申告書、(消費税申告書)、法人事業税県民税申告書、法人市民税申告書の作成と提出
株主総会議事録、取締役会議事録の作成

税理士が関与できる業務に限定して記載しています。

個人事業主であれば、開業してから確定申告まで、概ね以下の作業が必要になります。

個人事業の開廃業等届出書など開業に際して必要な届出書や申請書の提出
領収書や請求書などの書類整理
日々の記帳と月次試算表の作成
給与計算と源泉所得税の納付
決算対策と納税予測
年末調整と法定調書合計表の作成と提出
償却資産申告書の作成と提出
青色申告決算書(収支内訳書)の作成
所得税の確定申告書、(消費税申告書)の作成と提出

見積もりを取ったからといって、安易に金額だけで決めたのでは、後々後悔する結果となります。**特に顧問報酬にはどんな業務を含んでいるのか必ず確認しましょう。税務相談や節税に関するアドバイス料としての料金になっている場合もあれば、それに日々の記帳を含んでいる場合もあります。事務所によってかなりバラつきがありますので、よく話を聞いて下さい。**

決算報酬に関しては、当たり前ですが税金の金額は含んでおりません。これはどこの事務所でも同じです。会社設立登記のように司法書士に払う報酬とは見積もりの仕方が違いますので、ご注意ください。

最後は必ず税理士本人と面談し、**その税理士の人柄や事務所の雰囲気、電話の対応などを総合的に見て決めるように**しましょう。

一度決めた税理士を替えるのは、ものすごく労力がいることです。そんな事態をできるだけ避けるためにも**税理士選びは慎重**に行いましょう。

また、上記に掲げた業務のすべてをお客様自身で行えるのであれば、特に税理士に依頼する必要はないでしょう。

税金の相談など、必要なときにだけ料金を支払って相談にのってもらおうという方法もあります。ただ、税務相談はいろんな背景を踏まえないと回答できないこともあり、そのようなケースになると相談にのってもらえないということもあるかも知れません。

また、普段から関与していないお客様になりますので、**お客様自身で正確に相談の前提となる情報を伝えて頂くことが必要**となります。お客様から与えられた情報で判断しての回答が、できることの限界となります。

5. 税理士だってこんな客はお断り ~ 「ふざけんな！！」って叫びたい~

ポイント

- ・ 約束を守らない
- ・ すぐに話が脱線し、ムダ話ばかり 大切な時間、浪費しないで
- ・ 言いがかりをつけて、お金を払わない

約束を守らない

最初の面談が済み関与が始まると、当初の話と違うということがよくあります。お客様としても税理士報酬を安く抑えたいから、できるだけ税理士に依頼する業務が少なくなるように、仕事の境界線を引きます。でも、いざ蓋を開けてみればひどい有り様で、自社で行うことが前提となっている業務がまったくできていないということがあります。

自社でこなすだけの実力がなければ、税理士側でフォローするしかないのですが、その場合、もちろん追加料金が発生します。それが理解できないはずがないと思うのですが、ゴネて、ゴネて、ゴネまくる社長。「いい加減にして下さい！」と言いたくなります。

また、アポイントを取って訪問しているにもかかわらず、行ってみると留守にされていることもありました。一度や二度ではありません。「すぐに戻りますから」と言われ、待たされること一時間。緊急の用事が入ったのなら納得もできるのですが、その場合でも電話一本くらい入れることはできるはずだと思うのですが…。

すぐに話が脱線し、ムダ話ばかり

自分の感情が抑えきれず、とにかく誰かに話を聞いてほしいタイプに多いのが、話が脱線し本題に入れないという問題。しかも、同じ話を何回も聞かされると、こちらもたまったものじゃありません。長い時は5時間を超えることもありました。私たちの仕事は時間が命。はっきり言ってくだらない愚痴で貴重な時間をムダにたくありません。だからと言って、絶対に知っておかなければならない話や、コミュニケーションとしての会話まで否定しているわけではありません。時間は貴重です。それはお客様にとっても同じことです。お互い有意義に時間を使いたいものです。

言いがかりをつけて、お金を払わない

お客様から依頼を受けてサービスを行っているにもかかわらず、成果が伴わないからと言って、後になってからお金を払わないと言ってくるケースもありました。

経理担当者に対する指導を行ったのですが、経理担当者が指導したことを実践せず、あまり成果が上がりませんでした。そんなに高度なことではなかったのですが、意図的なのか、実力が足りなかったのかは、なんとも言えないところです。

経理担当者が実践してくれないことを、社長をはじめ関係者には何度も伝えていたのですが、いつの間にか「指導をしていない」ということにすり替わっていたのには、さすがに驚きました。実際に目の前で手本を見せ、口頭で説明し、手順を書いたマニュアルまで渡しているにも関わらず……です。経理担当者の監督責任まで問われた時には開いた口がふさがりませんでした。

1日は24時間しかありません。その中で、いかに利益を生む仕事をするか、これは経営者だったらみな考えていることだと思います。

私たち税理士も同じです。付加価値の高い仕事をするために、日々勉強しているのです。素人が1ヵ月かかっても出せない結論を、1時間で出す。だから時間当たりの単価が高いのです。それをアルバイトの時給と同じように考えられたのでは、税理士という仕事自体成り立ちません。

この章で掲げた例は皆、**お客様の怠慢や悪意によって、私たちの時間をムダにされるケース**です。このような人たちと係る仕事なら、**むしろしないほうがマシ**だと言えます。

私たち税理士だって人間です。**約束をきちんと守り、向上心があるお客様**に対しては、精一杯のサービスをしようと思います。たとえ歩みが遅くても、一生懸命されている限り、とことんお付き合いします。**会社を良くしたいという思いは私たちも同じです**。同じ方向を向いて頑張ることが、**いいスパイラルを生み、お互い最小の労力で最大の成果を生む結果**となると信じています。私たちはそんなお客様と仕事がしたいのです。

6. 税理士はどこで探せばいいのか

ポイント

- ・ 知人からの紹介、税理士紹介サイトの利用
- ・ 電話帳広告、ホームページ、DMから探す
- ・ 商工会議所や税務署の記帳指導を利用する

知人からの紹介、税理士紹介サイトの利用

よく耳にするのが、知人の税理士を紹介してもらうケースです。紹介者はその税理士に満足しているから紹介するのでしょう。その税理士がどんな人なのか、ある程度はわかりますので、無難な方法かも知れません。しかし、紹介者のニーズには合っているかもしれませんが、あなた自身のニーズに合っているかどうかはわかりませんので、**先入観なしで会ってみた方がいいでしょう。**

また、今では税理士紹介サイトなどもあり、あなたのニーズを満たす税理士を何人が紹介してくれます。あなたは税理士と面談し、その中から一番気に入った税理士に決めればいいのです。この紹介サイトは大抵の場合、**依頼者側は無料**で、税理士が紹介手数料を支払うシステムになっています。紹介手数料は成約金額の何パーセントといった条件で決められていますので、成約金額を高め設定してくる税理士もあるかも知れません。場合によっては、ご自身で足を運ばれた方が安くあがることもあるでしょう。

電話帳広告、ホームページ、DMから探す

住所と電話番号、簡単な業務内容くらいなら電話帳でわかりますが、情報としては物足りないでしょう。最近ではホームページに力を入れている税理士も増えてきています。事務所の方針や税理士報酬など、かなり有用な情報が収集できるはずですが、**事務所方針やあいさつなどのページで、その税理士の考え方を述べていることが多いので、できれば目を通してみてください。**

また、会社を設立すると、知らない税理士からダイレクトメールが送られてくることがあります。一方的に送られてくることに対して、あまりいい印象を受けないと思いますが、業務内容や報酬の相場を知るという意味では役に立たなくもありません。

商工会議所や税務署の記帳指導を利用する

商工会議所では、**無料で専門家によるアドバイスを受ける**ことができます。一度相談を受けてみて、その税理士の人となりを知るのもいいでしょう。また、地域の担当者に税理士を探している旨を伝えて相談にのってもらいたいと思います。

個人事業主に限定されていますが、税務署が行う記帳指導を利用するというのも、税理士と知り合う手段としては有効でしょう。年4回程度、税理士から記帳に関する指導を無料で受けることができます。申し込みは税務署で受け付けていますので、ご希望の方は納税地を所轄する税務署にお問い合わせください。

また、税理士会には**各支部**が設けられており、そこから**税理士を紹介**してもらうこともできます。そこで年間報酬、年齢、会計ソフトの指導の有無など、お客様のご希望をある程度伝えておけば、最初からご希望に沿わない税理士と会うことはないでしょう。たとえば、兵庫県神戸市が納税地であれば、近畿税理士会神戸支部がお問い合わせ先となります。お電話またはホームページからお問い合わせください。

税理士を探す方法は、いろいろありますが、**どの方法が一番いいのかわかりません。縁もありますから。**

一度面談すると、合わないと思っても断りにくいと思われるかも知れません。しかし、合わないままお付き合いするのはお互いにとって不幸なことです。もし、**合わないと思ったら、はっきりと断りましょう。**

長いお付き合いが前提の面談ですから、会ってみたいと思った税理士には、遠慮せず会ってみてください。また、**時間がかかることを想定して、時間に余裕をもって探しましょう。**

7. おわりに

最後まで読んでいただきましてありがとうございます。このノウハウ集は、不透明な税理士の仕事を少しでも知っていただき、税理士を見る目を養っていただくことを目的として作りました。内容は私個人の主観によるところが多いでしょう。

しかし、税理士に対していろんな不満を持った方々の話を聞くと、「税理士」という資格にあぐらをかいている人たちの存在を、同じ税理士として恥ずかしく思いました。

一方で、良心的な金額で、素晴らしい仕事をされる方がたくさんいらっしゃるのも事実です。

税理士資格は一度取ってしまうと、一生ものです。税理士として開業してからどのくらい努力するかは本人次第です。皆様が、一度会っただけでその税理士の手腕を見抜くことは限りなく不可能に近いでしょう。私にだって見抜けないのですから。しかし、一事が万事であるように、その税理士と接していれば、どこかで善し悪しを感じ取れる部分があるはずで、小さな違和感を見逃さないようにしてください。

このノウハウ集を読んで下さった皆様が、失敗することなく、「いい税理士」と出会うことを願ってやみません。また、税理士を替えようと悩んでおられる方々の背中を押すことができたのなら幸いに思います。

税 理 士 清 成 淳 子

☎ このノウハウ集に関してのお問い合わせ先

〒654-0121 神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石 343-5

妙法寺グリーンハイツ B-101

清成淳子税理士事務所

所長 清 成 淳 子

Tel:078-798-6020 Fax:078-798-6021

E - Mail kiyonari@canvas.ocn.ne.jp

Webサイトのご案内

当事務所の経営理念は「頑張った分だけ幸せになろう」です。

中小企業の経営者様には、会社経営を通して幸せを実感して頂きたい、心より、そう願っています。

そんな経営者様をバックアップするために、私たちは全力を尽くします。

税理士を神戸市須磨区でお探しなら

清成淳子税理士事務所 ☞ <http://www.mizuki-consulting.com>